

公 示

道路運送車両法(昭和26年6月1日 法律第185号)第61条の2の規定により、当該事務所が所管している地域に使用の本拠を有する車両のうち、自動車検査証の有効期間が平成30年7月7日から8月5日までの車両について平成30年8月6日まで自動車検査証の有効期間を伸長するものとする。

記

岡山市東区、総社市、高梁市、都窪郡早島町、小田郡矢掛町、倉敷市

平成30年7月18日

中国運輸局

岡山運輸支局長